

○越谷市認可外保育施設指導監督要綱

平成14年4月26日

告示第111号

改正 平成17年3月25日告示第82号

平成24年12月20日告示第380号

平成27年3月31日告示第136号

平成27年10月5日告示第355号

平成28年3月15日告示第96号

平成29年9月22日告示第363号

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条から第59条の2の5までの規定に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」とは、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

(指導監督基準)

第2条の2 認可外保育施設に対する指導監督については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発

第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づく認可外保育施設指導監督基準並びに次項及び第3項に規定する基準(以下これらを「指導監督基準」という。)に照らして実施するものとする。

- 2 満3歳以上の幼児のみを対象とする認可外保育施設については、幼稚園教諭の普通免許状を有する者を有資格者(保育士、看護師又は准看護師の資格を有する者をいう。以下同じ。)と同等の者として取り扱うものとする。
- 3 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の認可外保育施設(法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。)については、認可外保育施設指導監督基準第1の2の(2)の規定にかかわらず、当該施設で乳幼児を保育している間は、有資格者又は家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。)の配置を求めるものとする。

(認可外保育施設の設置届出等)

第3条 法第59条の2第1項の規定による事業開始の届出は、新規認可外保育施設設置届出書(第1号様式)により行うものとする。

- 2 法第59条の2第2項の規定による届出事項の変更又は事業の廃止若しくは休止の届出は、それぞれ認可外保育施設内容変更届出書(第2号様式)又は認可外保育施設(廃止・休止)届出書(第2号様式の2)により行うものとする。
- 3 市長は、法第59条の2第1項の規定による届出の対象となっていない認可外保育施設について、新たに当該施設が設置されたとき、当該施設の所在地、名称、設置者若しくは管理者の変更があったとき又は当該施設が廃止され、若しくは休止されたときは、当該施設の設置者又は管理者に対し報告を求めるものとする。

(報告徴収)

第4条 市長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、原則

として年1回以上、運営状況について（第3号様式）により回答期限を付して、当該施設の運営状況その他の必要と認める事項の報告を求めるものとする。

- 2 市長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事故事案、食中毒事案等の重大な事故が生じたときは、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付参事官（少子化対策担当）・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）別紙1における特定教育・保育施設等事故報告様式により報告を求めるものとする。
- 3 市長は、全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、当該施設に24時間かつ週のうち概ね5日以上入所している児童がいるときは、長期滞在児報告書（第5号様式）により報告を求めるものとする。
- 4 市長は、前2項の規定による報告がない場合であっても、重大な事故等の事実が判明したとき若しくは強く疑われるとき又は児童の処遇上の観点から認可外保育施設に問題があると認められるときは、報告を求めるものとする。

（立入調査）

第5条 市長は、法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設に対し、原則として年1回以上、市長が指定する職員（以下「指定職員」という。）に立入調査を行わせるものとする。

- 2 市長は、前項に規定する施設以外の認可外保育施設についても、必要があると認めるときは、指定職員に立入調査を行わせることができる。
- 3 市長は、認可外保育施設において重大な事故が発生したとき又は児童の処遇上の観点から問題があると認められるときは、当該施設に対し、指定職員に立入調査を行わせるものとする。

4 立入調査を行う指定職員は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第49条に定める証票を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（改善指導）

第6条 市長は、立入調査の結果、指導監督基準に照らして改善を求める必要があると認めるときは、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、立入調査結果について（第6号様式）により改善指導を行うものとする。

2 立入調査の結果の評価は、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」（平成17年1月21日雇児発第0121002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別表に掲げる評価基準に準じて行うものとする。

3 第1項の規定による改善指導を受けた認可外保育施設の設置者又は管理者は、当該改善指導に係る改善措置状況を第6号様式別紙により報告し、又は改善計画を市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による改善措置状況の報告又は改善計画の提出があったときは、その状況を確認するため、必要に応じ、設置者若しくは管理者に対する出頭要請又は認可外保育施設に対する立入調査を行うものとする。

5 前項の規定は、報告期限又は提出期限が経過してもなお第3項の規定による改善措置状況の報告又は改善計画の提出がない場合について準用する。

（証明書の交付）

第6条の2 市長は、法第59条の2第1項の規定による届出をした認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たしていると認めるものの設置者又は管理者に対し、1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設にあつ

ては認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（第6号様式の2）を、1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設にあつては認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書（第6号様式の3）を交付するものとする。

（改善勧告）

第7条 第6条の規定による改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されないとき若しくは改善の見通しがたたないとき又は著しく利用児童の安全性に問題があるときその他児童の福祉のため市長が特に必要と認めるときは、認可外保育施設の設置者又は管理者に対し、改善勧告（第7号様式）により通知するものとする。

2 前項の規定による改善勧告を受けた認可外保育施設の設置者又は管理者は、当該改善勧告に係る改善状況調書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の改善状況調書の提出があつたときは、その状況を確認するため、認可外保育施設に対する立入調査を行うものとする。

4 前項の規定は、提出期限が経過してもなお第2項の規定による改善状況調書の提出がない場合について準用する。

（周知及び公表）

第8条 市長は、前条の規定による改善勧告を行つたにもかかわらず改善が行われなるときは、次に掲げる措置を行うものとする。

（1）利用者に対する周知

（2）改善が行われなことの公表

2 前項第2号の公表を行うに当たっては、弁明の機会を付与するため、公表に係る弁明の機会の付与について（第9号様式）により通知を行うものとする。

（事業停止命令又は施設閉鎖命令）

第9条 市長は、第7条の規定による改善勧告を行つたにもかかわらず改

善が行われず、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき又は改善指導及び改善勧告を行う時間的余裕がなく放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る弁明の機会の付与について（第10号様式）により弁明の機会の通知を行うとともに、越谷市社会福祉審議会の意見を聴き、事業停止命令又は施設閉鎖命令（第11号様式）により事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となることが明らかであって、児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、前項に規定する手続きを経ることなく事業停止又は施設閉鎖を命ずることができる。

（公表）

第10条 市長は、前条の規定による事業停止又は施設閉鎖を命じたときは、公表を行うものとする。

（情報提供）

第11条 市長は、認可外保育施設についての情報提供を行うものとする。

（幼児教育を目的とする施設の取扱い）

第12条 幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設（法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。以下同じ。）については、次の各号のいずれかに該当する場合は、法第59条の2第1項の規定による届出の対象となる認可外保育施設として取り扱うものとする。

- (1) 当該幼児について、保護者と離れることを常態とし、1日4時間以上、週5日以上かつ年間39週以上幼児教育を実施している場合
- (2) 当該幼児について、保護者と離れることを常態とし、年間780時間以上幼児教育を実施している場合

- 2 前項各号に該当しない幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設の設置者又は管理者から当該施設を設置した旨の報告があったときは、当該施

設を法第59条の2第1項の規定による届出の対象となっていない認可外保育施設として取り扱うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年告示第82号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年告示第380号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年告示第136号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第355号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年告示第96号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1号様式及び第2号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年告示第363号）

この告示は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

越谷市長 宛

設置者

印

新規認可外保育施設設置届出書

下記のとおり認可外保育施設を設置しましたので、児童福祉法第59条の2第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

記

1 施設の区分（該当するものの番号を○で囲む）

- (1) ベビーホテル
- (2) 事業所内保育施設
- (3) 居宅訪問型保育
- (4) その他の認可外保育施設

2 施設の名称及び所在地

3 事業開始年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 施設調書
- (2) 保育者の資格、保育に従事した職歴等を確認できる書類（有資格者（保育士、看護師又は準看護師の資格を有する者をいう。）については資格を確認できる書類の写し、家庭的保育者研修等修了者の場合は、修了証の写し等）
- (3) 施設の図面
- (4) 利用児童に関する保険の保険会社との契約書類の写し
- (5) その他（職員名簿及び勤務体制、時間帯別在園児童数調書、直近の研修の受講状況が分かる書類、賃貸契約書の写し、パンフレット、料金表、勤務割表等）

第2号様式（第3条関係）

平成 年 月 日

越谷市長 宛

施設名
所在地
(電話番号)
設置者又は管理者 印

認可外保育施設内容変更届出書

下記のとおり認可外保育施設の事業内容等について変更があったので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 施設の区分（該当するものの番号を○で囲む。）

- (1) ベビーホテル
- (2) 事業所内保育施設
- (3) 居宅訪問型保育
- (4) その他の認可外保育施設

2 事業開始年月日 平成 年 月 日

3 変更事項

変 更 前	変 更 後

4 変更年月日

5 その他

第2号様式の2（第3条関係）

平成 年 月 日

越谷市長 宛

施設名

所在地

（電話番号 ）

設置者又は管理者 印

認可外保育施設（廃止・休止）届出書

下記のとおり認可外保育施設を（廃止・休止）しましたので、児童福祉法第59条の2第2項の規定により届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

名称

所在地

2 設置年月日

3 （廃止・休止）年月日

4 事業再開見込年月日

5 （廃止・休止）理由

第 号
平成 年 月 日

設置者又は管理者 様

越谷市長

印

運営状況について（照会）

あなたの設置（管理）する について、児童福祉法第59条第1項（法第59条の2の5第1項）の規定に基づき、別紙運営状況報告により、平成 年 月 日（ ）までに報告してください。

正当な理由がないのに、報告がない場合は、児童福祉法第62条第7号の規定により、罰則が適用される場合があります。

また、次のような事例が生じた場合についても、速やかにご報告ください。

- (1) 責任の所在の如何を問わず、施設の管理下において重大な事故が生じたとき（死亡事案、重傷事案、食中毒事案等）。
- (2) 当該施設に24時間かつ週のうち概ね5日以上入所している児童がいるとき。

なお、児童福祉法に基づく認可外保育施設の運営に対する指導監督に係る仕組み等は、参考のとおりですので、ご承知おきください。

（参考）

認可外保育施設の運営に対する指導監督について

1 法的根拠

保育を行うことを目的とする施設であって、都道府県知事の認可を受けていないものについても、児童福祉法に基づき、市長が必要と認める事項の報告や職員による立入調査や質問に対して、ご協力いただくこととなっています。（児童福祉法第59条第1項及び第59条の2の5第1項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないこと、虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は、罰則の適用もあります。（児童福祉法第62条第7号）

2 具体的な指導監督の内容

上記の法的根拠に基づき、別に定めた認可外保育施設指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第59条第3項から第5項まで）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は、罰則の適用もあります。（児童福祉法第61条の4）

- 3 このようなことから、施設の運営にあたっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って、改善措置をとるようになしてください。

平成 年 月 日

越谷市長 宛

施設名

所在地

（電話番号 ）

設置者又は管理者名 印

長期滞在児報告書

標記のことについて、下記のとおり報告します。

記

1 児童について

- (1) 氏名
- (2) 生年月日、年齢
- (3) 性別
- (4) 住所、電話番号

2 保護者について

- (1) 氏名
- (2) 続柄
- (3) 住所、電話番号
- (4) 勤務先等

3 滞在期間、滞在の状況等

4 その他（家庭の状況、家庭からの連絡の状況等）

第6号様式（第6条関係）

第 号
平成 年 月 日

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

立入調査結果について（通知）

あなたの設置（管理）する について、平成 年 月 日（ ）に実施した立入調査の結果、別紙「指導事項及び改善報告書」のとおり改善を必要とする事項が認められました。

つきましては、指導した事項について所要の措置を講じ、その結果を下記により報告してください。

なお、報告期限までに改善がなされない場合又は回答がない場合は、児童福祉法に基づく事業停止命令、施設閉鎖命令等の措置をとる場合があります。

記

- 1 報告期限 平成 年 月 日（ ）
- 2 報告の方法
- 3 提出先

指導事項及び改善報告書

C判定（指導監督基準に適合していない事項）

項 目 内 容	報 告 欄（改善措置状況）

B判定（指導監督基準に適合していない事項のうち、比較的軽微な事項）

項 目 内 容	報 告 欄（改善措置状況）

○判定の内容について

判定区分	内 容
A	指導監督基準を満たしている事項
B	指導監督基準に適合していない事項のうち、比較的軽微な事項で改善が容易と考えられる事項
C	指導監督基準に適合していない事項（B判定事項を除く。）

※ B判定に該当する事項であっても、以前の立入調査において指摘をしているにもかかわらず再度指摘がなされるなど、児童の安全確保の観点から特に注意を促す必要があると判断した場合は、C判定とします。

○「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」を交付されている施設について

「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」をすでに交付されている施設が指導を受けた場合、改善状況の確認ができないときは、当該証明書を返還していただきます。

第6号様式の2（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 事業開始年月日
- 4 設 置 者
- 5 管理者（施設長）
- 6 立 入 調 査 日
- 7 証明書交付年月日

当施設は、児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき市への設置届出を義務付けられた施設です。

*設置届出先 部 課
電 話

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

第6号様式の3（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

あなたの設置（管理）する については、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく認可外保育施設指導監督基準（1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に係るものに限る。）を満たしているため、その旨を証明する。

- 1 施設 の 名 称
- 2 施設 の 所 在 地
- 3 事業開始年月日
- 4 設 置 者
- 5 管理者（施設長）
- 6 立 入 調 査 日
- 7 証明書交付年月日

当施設は、児童福祉法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の認可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づき市への設置届出を義務付けられた施設です。

*設置届出先 部 課
電 話

※ この証明書の交付前に同様の証明書の交付を受けている場合にあつては、従前の証明書を上記設置届出先に返還すること。

第7号様式（第7条関係）

第 号
平成 年 月 日

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

改 善 勸 告

あなたの設置（管理）する について、平成 年 月 日（ ）に立入調査を実施したところですが、児童の福祉の観点から、平成 年 月 日（ ）までに下記のとおり改善するよう勧告します。

なお、期限までに改善がなされない場合又は回答がない場合は、児童福祉法第59条第4項の規定に基づき広報等により公表するとともに、同法第59条第5項の規定に基づき事業停止又は施設の閉鎖を命ずることがあります。

記

勧告事項	
------	--

理 由	
-----	--

第8号様式（第7条関係）

改 善 状 況 調 書

記入日 年 月 日

施設 の 名 称	
施設の所在地	
設 置 者 氏 名	
勸 告 事 項	
改 善 状 況	

※ 判定及び確認事項（施設で記入する必要はありません。）

勸告後 立入調査	実施年月日	平成 年 月 日（ ）
	担 当 者 職 ・ 氏 名	印
		印
		印
		印

判定及び今後の見通し

報告徴収年月日	平成 年 月 日
立入調査年月日	平成 年 月 日
報告書の文書番号 及び年月日	第 号 平成 年 月 日
状況調書提出年月日	平成 年 月 日

第 号
平成 年 月 日

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

公表に係る弁明の機会の付与について（通知）

あなたの設置（管理）する については、 月 日付で改善勧告を発したにもかかわらず改善された事実がありません。

については、行政手続法の趣旨に則り、弁明の機会の付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を平成 年 月 日までに提出してください。

記

- 1 公表を行う事実
- 2 弁明書の提出先
- 3 提出期限

第10号様式（第9条関係）

第 号
平成 年 月 日

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

事業停止命令又は施設閉鎖命令に係る弁明の機会の付与について（通知）

あなたの設置（管理）する については、 月 日付で改善勧告を発したにもかかわらず改善された事実がありません。

については、行政手続法に基づき、弁明の機会の付与しますので、弁明すべき事項があれば、下記により弁明書を平成 年 月 日までに提出してください。

記

1 予定される不利益処分

根拠条文：児童福祉法第59条第5項

2 不利益処分の原因となる事実

3 弁明書の提出先

4 提出期限

第 号
平成 年 月 日

設置者又は管理者 様

越谷市長 印

事業停止命令又は施設閉鎖命令

あなたの設置（管理）する について、児童福祉法第59条第5項に基づき、
{ 日間の事業停止
が改善されるまでの間その事業停止 } を命ずる。
施設の閉鎖

この命令に違反した場合は、児童福祉法第61条の4の規定により、6か月以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求を行うことができる。

また、この処分の取消しの訴えをする場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となる。）、提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。